

2021年5月27日

郡市医師会担当理事 殿

公益社団法人富山県医師会

常任理事 井川 晃彦

新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う  
特定健康診査・特定保健指導等についての問い合わせに対する考え方について(改訂)

標記について、厚生労働省からの通知(令和3年4月28日付)を受け、富山県厚生企画課から別添のとおり改訂した旨、連絡がありました。

つきましては、本件についてご了知いただき、貴会管下関係会員へ周知くださるようお願いいたします。

なお、このことは本会ホームページ「医療機関の皆様へ」に掲載いたします。



# 新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等についての問い合わせに対する考え方（改訂）

令和3年5月18日

富山県厚生企画課医療保険班

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応については、厚生労働省の令和2年5月26日付けの通知（以下、「厚労省通知」）に基づき実施することとされたところですが、本県における特定健康診査・特定保健指導等の今後の対応等について現時点における考え方は以下のとおりですので、対応に当たっての参考として下さい。

## 問1 特定健康診査・特定保健指導等は実施して良いか？

→特定健康診査・特定保健指導等は、県民の健康の保持増進や病気の早期発見・早期治療を図るため重要なものであり、県内においても、実施に向けた準備を進めていただきたい。  
なお、代表保険者と県医師会との集合契約は従来どおり締結される見込みである。また、実施期間の延長や実施形態（集団・個別）の見直し等について庁内関係課や健診実施機関（郡市医師会や集団健診事業者等）とも協議のうえ、検討いただきたい。

## 問2 今後再び感染者が増加する事態となった場合の対応は？

→今後の感染状況の推移によっては、再び緊急事態宣言の対象区域になることも考えられる。その場合は、改めて実施を延期していただくことも想定されるので、柔軟に対応できるようにご配慮をお願いしたい。

## 問3 集団健診実施の際の留意点は？

→集団で実施する場合は、厚労省通知及び関係団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（別添2）等も踏まえ、以下の対応をお願いしたい。

- (1) 実施時期（受診券の有効期限）の延長、受診を控えた方を対象とした受診機会の確保等の柔軟な対応をとること。
- (2) 感染拡大防止の観点から、対象者の症状の有無の確認や感染機会を減らすための工夫を行うこと。
  - ・マスクの使用、手洗い場の確保
  - ・体調不良（発熱、咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感などの風邪症状、味覚障害、嗅覚障害等）受診者の事前把握（受付時の発熱等症状の確認など）
  - ・会場入口へのアルコール消毒液の設置など
- (3) さらに、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「クラスター発生の3条件」に十分ご配慮いただくなど、適切な対応をお願いしたい。
  - ① 密閉空間にしないための換気の徹底
  - ② 密集状態にしないための一定の距離の確保
  - ③ 近距離での会話や発声の回避を行い、保健衛生や環境衛生を良好に保つこと

#### 問4 個別健診実施の際の留意点は？

→個別健診の実施においては、郡市医師会等と協議の上、進めていただきたい。実施にあたっては、厚労省通知及び関係団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（別添2）等も踏まえ、感染拡大防止の観点から、以下の対応を受診者に周知いただきたい。

- (1) 受診前に、発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする）、咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感などの風邪症状がある場合、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方は健診の受診を控えていただくこと。
- (2) 2週間以内に新型コロナウイルス患者（疑い患者含む）と接触歴がある方の受診は控えていただくこと。
- (3) 2週間以内に感染者が多く発生している国へ渡航歴のある方及びそれらの方と接触歴のある方については受診を控えていただくこと。
- (4) 受診の際は、できるだけ受診機関に事前連絡を行い、受診できることを確認していただくこと。
- (5) 症状がない場合でも、マスク着用や受診前後の手洗いや消毒等の実施

#### 問5 訪問指導等（受診勧奨・特定保健指導）の実施の際の留意点は？

→家庭を訪問する場合は、感染拡大防止のため以下に留意すること。

- (1) 訪問に際し、訪問先の対象者・家族の発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状の有無を確認
- (2) 訪問時における手洗い、マスク・エプロンの着用、アルコール消毒、咳エチケット、**室内換気**の徹底を行う等、感染機会を減らす工夫を行うこと。

#### 問6 特定保健指導（集団指導）の実施の際の留意点は？

→問3に準ずる。

#### 問7 特定保健指導（個別指導）等その他、対象者に対し個別に実施する場合の留意点

→問4に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染防止のための行動、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

#### 問8 令和元年度及び令和2年度の特定健康診査等の実施率に基づく保険者努力支援制度、保険者インセンティブの取扱いについては？

→新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、厚生労働省において調整しているところであり、制度変更の際には改めて通知等の発出を予定しているとのこと。（令和3年4月30日厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室に確認済み）

#### 問9 まん延防止等重点措置の実施区域とされた場合の対応は？

→厚労省通知及び関係団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（別添2）等を踏まえた感染拡大防止に留意し、計画された特定健康診査・特定保健指導等（集団・個別）の実施を継続する。（令和3年4月30日厚生労働省

保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室に確認済み)

**問10 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた特定健康  
診査の実施にあたっての留意点は？**

→新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の業務を行っている医療機関が特定健診を実施する場合、被保険者等の円滑な受診が困難になるおそれがあるため、特定健診の実施については、庁内関係部署との調整及び郡市医師会等の医療機関及び関係する保険者と協議の上、特定健診の受診を希望する被保険者・被扶養者の受診を可能としながらも、ワクチン接種機会が損なわれないよう柔軟な対応（健診期間の見直し等）をお願いしたい。

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 28 日

( 別 記 ) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制の構築を踏まえた  
特定健康診査の実施について

都道府県、市町村、特別区におかれては、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施体制の整備を行っていただいているところです。

一方、保険者におかれては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条の規定により、40 歳以上の加入者に対し、毎年度、当該年度内を期限として特定健康診査（以下「特定健診」という。）を行うこととされているところです。

こうした中、新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の業務を行っている医療機関が特定健診を実施する場合、被保険者等の円滑な受診が困難になるおそれがあります。

このため、特定健診の実施については、自治体内で調整の上、郡市医師会等の医療機関及び関係する保険者と協議の上、特定健診の受診を希望する被保険者・被扶養者の受診を可能としながらも、ワクチン接種機会が損なわれないよう健診実施期間を見直す等柔軟に対応をいただくようお願いします。

なお、前年度特定保健指導の対象者に該当している等の生活習慣病のリスクが高い加入者については、受診勧奨に努めていただくなど、受診が遅れないよう必要な対応をお願いします。

以上について、別記の団体等のうち、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に周知いただくとともに、その他の団体等におかれては、貴管下の関係団体及び関係者に周知いただきますようお願いいたします。

**【別記】**

**【地方公共団体】**

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）

**【保険者及びその中央団体】**

国民健康保険中央会  
全国国民健康保険組合協会  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
共済組合連盟  
日本私立学校振興・共済事業団  
地方公務員共済組合協議会

**【健診実施機関等】**

日本医師会  
全国労働衛生団体連合会  
全日本病院協会  
日本人間ドック学会  
予防医学事業中央会  
結核予防会  
日本病院会  
日本総合健診医学会